

令和7年度被扶養者の資格審査のご協力ありがとうございました

被扶養者の要件を確認するための資格審査を実施しました。今年度も資格審査の結果、取消事由に該当した時点まで遡って被扶養者の認定を取り消すケースが発生しました。扶養認定において、よくある質問をまとめましたのでご確認ください。引き続き、被扶養者の現況確認をお願いいたします。

Q1 子がアルバイトをしています。扶養を継続するためには、どんなことに注意すれば良いですか？

A1 月々の給与額に注意してください。通勤費も含んだ、総収入額を確認してください。連続する3か月の収入の実績をみて、その平均額が所得限度額以上となった時点で、3か月目の給料日の翌日で認定取消しになります。ボーナスも、支給月の収入に含まれます。**※年間の給与見込額が所得限度額未満であっても取消となります。**

Q2 事業所得のある妻が確定申告を行いました。所得限度額を超えているかは、どのように確認したら良いですか？

A2 確定申告で提出された、青色申告決算書・収支内訳書等を確認してください。所得額は、総収入額から必要と認められる経費の実額を控除して算出します。必要経費は所得税法上の必要経費がそのまま認められるわけではなく、**租税公課、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、減価償却費、福利厚生費、貸倒金、利子割引料、雑費等が控除できません。**算出額が所得限度額以上になると、確定申告を行った日をもって、認定取消しとなります。

Q3 夫が65歳になり、公的年金を受給するようになります。年金決定通知書が届き、年額182万円と記載がありました。取消日はいつになりますか？

A3 所得限度額以上となる見込みの立った時点で、認定要件を欠くこととなります。年金改定通知を受け取った日又は支給開始月の初日のどちらか遅い方の日付で認定取消しとなります。

※所得限度額

区 分	所得限度額
①60歳以上の方	
②公的障害年金を受給している方 (併給調整等による支給停止により現に障害年金を受給していない方も含む。)	年額180万円未満かつ月額15万円未満
③19歳以上23歳未満の方 (組合員の配偶者を除く。)	年額150万円未満かつ月額12万5,000円未満
④上記以外の方 (60歳未満で遺族年金を受給している方を含む。)	年額130万円未満かつ月額10万8,334円未満

19歳以上23歳未満の被扶養者（組合員の配偶者除く）の認定基準額の見直しについて

令和7年度の税制改正に伴い、地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正が行われました。このことに伴い、令和7年10月1日から19歳以上23歳未満の被扶養者（組合員の配偶者を除く）の認定限度額が130万円から150万円に引き上げられました。詳細は、令和7年9月19日付け公共兵第385号「被扶養者認定限度額要件の変更について（通知）」を確認してください。



お問合せ先
資格担当 (078) 362-3766

資格確認書の取扱いについて（該当者のみ）

今年度末に共済組合の組合員資格を喪失する方（下記①～③参照）で、マイナ保険証を持っていない等、**有効期限内の資格確認書をお持ちの方は**、速やかに所属所の事務担当者へ返納してください。

【資格喪失する方】

- ①退職する方（任意継続組合員になる方を含む）
- ②異動で加入する共済組合が変わる方（市教委・知事部局・国等）
- ③他支部へ転出する方（公立学校共済組合兵庫支部→他の都道府県支部）

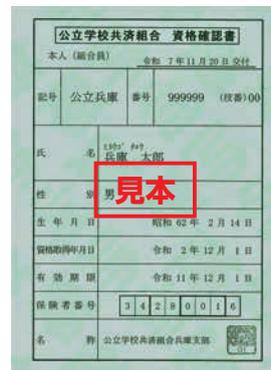
☆退職後、再任用等を希望される方へ 下記に該当する方は、ご注意ください。

- ・退職後引き続き2か月以上の任用があり、フルタイム又は週20時間以上の勤務をされる方は資格喪失しません。
- ・退職後、次の任用までに数日間の空白期間がある場合も、条件を満たせば資格を継続する場合があります。

退職後の任用形態や、空白期間の条件に該当するか等は、任命権者にご確認ください。

☆退職後、任意継続組合員を希望される方へ

マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を交付します。マイナンバーカードで医療機関を受診してください。マイナ保険証をお持ちでない方には、「資格確認書」を「資格情報のお知らせ」と併せて交付します。医療機関受診の際は、「資格確認書」を提示してください。



資格喪失後は、現在お持ちの資格確認書は使用できません。マイナ保険証も、次に加入する健康保険の資格が確認できるまでは、利用しないでください。

医療機関等で使用した場合、共済組合が負担した医療費（7割分）を、後日返還していただくことになります。



お問合せ先
福祉担当 (078) 362-3763

今年度の助成金申請はお済みですか？

●被扶養配偶者がん検診助成

40歳以上になる被扶養配偶者（昭和61年4月1日以前に生まれた方）を対象に、がん検診受診料の一部を助成します。※保険診療によるもの（窓口負担3割等）や別の制度で補助対象となっているものは除く。

限度額：一人あたり年度内4,000円

請求方法：「令和7年度被扶養配偶者がん検診助成金請求書」に必要事項を記入し、領収書（がん検診を受診したことが分かるもの）を添付して、公立学校共済組合兵庫支部に提出してください。

請求期限：令和8年3月16日（月）必着

●インフルエンザ予防接種助成

組合員本人（年齢制限なし）を対象に、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

限度額：一人あたり年度内1,000円（請求は1回のみ）

請求方法：「令和7年度インフルエンザ予防接種助成金請求書」に必要事項を記入し、領収書（インフルエンザ予防接種を受けたことが分かるもの）を添付して、各所属事務担当者に提出してください。

※事務担当者によるオンライン申請となります。

※実施人員25,500人に達した場合は、助成は終了します。申請者数が実施人員に近づいたら、事前にHP等でお知らせします。

請求期限：令和8年3月16日（月）（事務担当者申請期限）

近畿中央病院 診療休止のお知らせ

近畿中央病院は、**令和8年4月から**市立伊丹病院との新統合病院が開院するまで、**診療を休止**します。

診療休止のご案内についてはこちら ⇒



これに伴う職域事業については下記のとおりです。

- 健康管理事業（人間ドック、特定健康診査、特定保健指導等）：**一時休止**（令和10年度前半に再開予定）
- メンタルヘルス対策事業（メンタルヘルス相談、職場復職支援等）：**継続**（令和8年4月以降実施場所移転）

「メンタルヘルスセンター」移転先住所等は後日ホームページでお知らせします。

医師の指示により治療用装具 （コルセット、子どもの弱視治療眼鏡等）を作成した場合、 費用を請求できます

医師が治療上必要であると認めて、医師の指示により治療用装具を作成した場合、支給基準に基づき給付されます。

$$\text{給付額}^{(*)} = \text{作成に要した費用} \times 0.7^{(*)}$$

※装具によっては、給付額に上限があります。

※義務教育就学前の給付率は0.8です。
70歳以上は別途定められています。



請求方法 「療養費・家族療養費請求書」に以下の書類を添付して所属所に提出（※）してください。

なお、請求書の様式については、所属所にお問い合わせいただくか、兵庫支部ホームページよりダウンロードしてください。



兵庫支部トップページ→兵庫支部について→様式ダウンロード→短期給付に関する様式（給付担当）

（※）任意継続組合員の方は、直接兵庫支部にご提出ください。

事由	添付書類
医師が治療上必要と認めた装具を購入したとき	<ul style="list-style-type: none">・医師の意見書及び装着証明書の原本・領収書の原本・明細書の原本（明細書が別にある場合）・当該装具の写真（靴型装具の場合のみ）
9歳未満の小児が、小児弱視や斜視等の治療用として用いる眼鏡、コンタクトレンズを購入したとき	<ul style="list-style-type: none">・医師の作成指示書の原本・領収書の原本・明細書の原本（明細書が別にある場合） <p>※再度購入する場合、5歳未満の場合は前回の購入日から1年経過後、5歳以上の場合は2年経過後に購入したものが給付対象になります。</p>

産前産後休業、育児休業期間の掛金免除に関するQ&A

掛金免除に関するよくある質問にお答えします！

【産前産後休業中】

Q 掛金の免除があると聞きましたが、いつから免除されますか？

A 産前産後休業期間（注1）の掛金（保険料）は全額免除されます。

対象となる期間は、各休業の開始日の属する月から終了日の翌日の属する月の前月までです。

（注1） 出産日（出産日が出産予定日後であるときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠は98日）から出産日後56日までの間において、妊娠または出産を理由として勤務に服さない期間をいいます（産前・産後休暇期間とは異なります）。

【例】 出産予定日8月13日、実際の出産日8月5日の場合。

・予定日時点				・実際の出産 6月の掛金から免除			
6月	7月	8月	9月	6月	7月	8月	9月
		産前			産前		産後
	42日前 7月3日	出産予定日 8月13日		42日前 6月25日	出産日 8月5日		56日後 9月30日

*実際の出産日より免除期間が変わることがあります。

Q 提出書類はありますか。

A 出産後に「産前産後休業期間に係る掛金等免除（変更）申出書」とその申出書に記載された書類を所属所にご提出ください。

【育児休業中】

Q 育児休業中にも掛金は免除されますか？

A 育児休業等（注3）の期間中の月額掛金（保険料）は休業の期間に応じて次のとおり全額免除されます。（注4）。

・育児休業等の開始日が属する月と終了日の翌日が属する月が異なる場合【例1】

→開始日の属する月から終了日の翌日が属する月の前月まで免除されます。

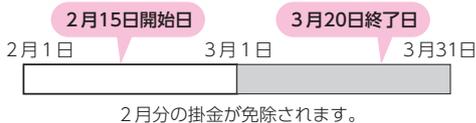
・育児休業等の開始日が属する月と終了日の翌日が属する月が同じ場合【例2】

→その月に14日以上育児休業等を取得していれば、当該月の掛金が免除されます。

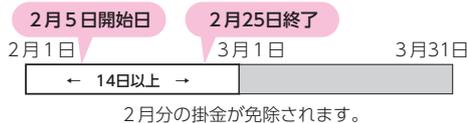
（注3） 育児休業および育児休業等の制度に準ずる措置による休業をいいます。

（注4） 賞与にかかる掛金については、賞与月の末日を含んだ連続した1カ月を超える育児休業等を取得した場合に限り、免除されます。

【例1】



【例2】



Q 提出書類はありますか。

A 「育児休業期間等に係る掛金等免除申出書」とその申出書に記載された書類を所属所にご提出ください。

子ども・子育て支援金制度の創設について

少子化問題に対応するため、令和8年度から、子育て世帯を社会全体で支える新しい仕組みとして、「子ども・子育て支援金制度」が始まります。制度創設に伴い、令和8年4月分掛金（保険料）より、従来の掛金（保険料）に加えて、新たに子ども・子育て支援掛金が徴収されます。

Q 子ども・子育て支援掛金の額はいくらになりますか。

A 組合員の皆さまにご負担いただく掛金（保険料）は、令和8年度は、一人あたり月額550円程度と見込まれています（組合員の給与・賞与の額により変動します）。

※子ども・子育て支援掛金率は、国が一律に示すこととされています。掛金率については、決定次第、所属所宛てにお知らせします。



お問合せ先
給付担当 (078) 362-3765

育児休業手当金の延長給付が認められない場合について

育児休業手当金の支給期間は、原則、育児休業に係る子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）までの期間です。加えて、育児休業対象の子が1歳に達する日の翌日（誕生日）における状況が総務省令に定める延長給付要件に該当する場合は、1歳6か月まで（1歳6か月に達する日の翌日以降も、引き続き該当する場合は2歳まで）育児休業手当金の支給を延長することができます。

※パパ・ママ育休プラス制度を利用している場合は、上記の「1歳」を「1歳2か月」に読み替えてください（以下同じ。）。

なお、1歳を超える部分の育児休業の延長給付を受けようとする場合に、**下記の3つに該当するときは延長給付を受けることができません。**



● 所属所長に対して、適切な時期に復帰の意志を明確に伝えていない

(注) 自身で思っているのみや同僚に意向を漏らしたのみではなく、**所属長に対して明確に復帰の意向をお伝え**ください。

(注) 復帰に伴い、代替教職員の雇用に関する事務等が生じるため、**復帰直前の意志表明は避け**、相当な期間を持って表明・伝達してください。

● 市区町等に保育所への入所の可否を問い合わせただけで、保育所の入所申し込みを行っていない

(注) 保育所の入所申し込みについては、**1歳の誕生日の前日**までに1歳の誕生日**以前**を入所希望日として申し込み、かつ、1歳の誕生日において入所保留（待機）状態であることが必要となります。

また、延長期間中については、**常に（毎月）審査を受けて入所保留（待機）状態であることが必要**であり、取り下げ等により保留（待機）状態でなくなった場合には、延長要件に該当しないこととなります。

(注) 市区町により保育所の申し込み期限が異なります。**育児休業に入ると同時に、1歳の誕生日までに入所可能な入所申し込み期限はあらかじめ確認**しておいてください。

※ **3月～4月**の入所申し込み期限を**前年10月～11月頃**と設定している市町が多くあります。

● 保育所入所の決定を辞退した



お問合せ先
給付担当 (078) 362-3765

入所申し込みは、速やかな職場復帰を図るために 行っていますか？

育児休業等に係る子が1歳（または1歳6か月）に達する組合員について、保育所の入所申し込みにおいて、以下の内容が確認できる場合にのみ延長給付を受けられます。

- ・ 入所申込書において、**入所保留扱いとなる旨の内容が選択又は記載されていないこと**
- ・ 入所希望の保育所が、合理的な理由なく**通所に片道30分以上要する保育所等のみとなっていないこと**

育児休業手当金支給状況の証明が必要な場合について

市役所等に対する諸手続のために、受給された育児休業手当金の金額、支給月等の証明書が必要な場合は、送金日に圧着はがきでお届けしている「**医療費通知書兼支払通知書**」を使用するか支部に「育児休業手当金支給状況証明申請書」（給付様式第27号）を提出することにより発行される「**育児休業手当金支給状況証明書**」を使用してください。

第三者加害行為に係る求償業務を外部委託しました

組合員や被扶養者が第三者の関与する交通事故等に遭い、組合員等がマイナ保険証等を利用した場合、共済組合は加害者が契約している損害保険会社等に対し、損害賠償金の求償を行います。

この業務は、高度な専門的知識を必要とし、また損害保険会社との交渉が長期にわたることから、担当者の異動に伴う交渉の継続性の確保等が課題となっています。それらの課題を解消するため、この度公立学校共済組合本部が実施している第三者行為求償業務の外部委託の仕組みを、当支部においても令和7年10月から導入しました。

関係される組合員へは、今後、協力会社（TTピーエム株式会社）から必要書類の作成・提出の依頼がありますので、ご対応くださいますようお願いいたします。

※軽易な事故については、これまで通り支部が対応することもあります。

※協力会社が損害保険会社等に対し事故調査を行う場合は、これまで支部が事故調査を行っていた場合と同様に、調査に必要な組合員の個人情報損害保険会社等に提供されます。

“高校生ホテル”を今年も開催しました

ホテル北野プラザ六甲荘では、11月20日の「ホテルの日」に合わせて、神港橋高校と連携した「高校生ホテル2025」を開催しました。

7回目となる今回は、観光ビジネスを学ぶ2年生22名が参加し、1泊2日でフロントやご案内、レストランサービス、調理補助などの業務に挑戦しました。

生徒たちは9月から約50時間にわたり当館で研修を重ね、挨拶や立ち居振る舞いなど接客の基本を身に付けて本番に臨みました。

当日はご宿泊約20名、ご会食のみで約40名のお客様を、高校生たちが少し緊張しながらも笑顔でお迎えしました。

レストランでは、最初はぎこちなかった配膳も、サービスを重ねるごとに声掛けやドリンクのすすめが自然にできるようになり、お客様から「一生懸命さが伝わってきて気持ちがよい」といった温かい言葉もいただきました。また、神港橋高校には「高校生ホテルを体験したい」という思いから同校を選んだ生徒もあり、本企画が進路選択のきっかけにもなっています。生徒からは「ホテルの仕事の多さや、お客様への敬意の大切さを実感できた」との感想も寄せられました。

ホテル北野プラザ六甲荘では、未来の観光・ホテル業界を担う人材育成に取り組んでまいります。

